

145 穂積陳重・菊池武夫・土方寧他四名から東京大学法学部

内に別課設立建議に付進達 [明治十六年五月十六日]

総理 (加藤弘之) 庶務課 (坪内教之助) (石原助安) (花押) (花押)

同心得

同補助

幹事 (服部一三) (花押)

井原師義外六人ヨリ別冊文部卿エ之建議御進達請願被出候右ハ御進達可相成哉

十六年五月十六日

生等東京大学法学部内ニ別課設立ノ儀ニ付文部卿へ建議仕度別冊起草仕候間閣下御一覽ノ上不都合ノ廉無之卜御認定被成下候ハ、御進達之程偏ニ奉懇願候也

明治十六年五月十五日

井原師義 (印)
穂積陳重 (印)
栗塚省吾 (印)
木下廣次 (印)
菊池武夫 (印)
宮崎道三郎 (印)
土方 寧 (印)

(表紙)

東京大学法学部内ニ別課設立ノ儀ニ付建議

謹テ惟ニ法律ノ社会ニ於ル其關係実ニ緊切ナリトス故ニ法律ノ進歩ハ社会ノ進歩ト常ニ相適應セサルヘカラス若シ其相適應セサルトキハ社会之カ為メニ弊害ヲ被フルコト鮮少ナラス是レ先哲ノ夙ニ論定スル所ニシテ後学ノ敢テ疑ヲ容レサル所ナリ然レニ法律ノ学タル即チ社会学ノ一派ナルヲ以テ其之ヲ研究スルヤ益精ク其真理ヲ探知スルヤ愈深ク以テ其進歩ヲ謀ルニ非レハ決テ社会ノ進歩ニ追及スルヲ得サルヘシ然リ而テ研究ノ精ク探知ノ深カラシムヲ要セハ頗ル高尚ノ学科ヲ設ケテ古今内外ノ法律ニ涉リ以テ其淵奥ヲ極メサルヘカラス然リト雖モ法律ノ進歩ヲ謀ラントスルニ於テハ単ニ学科ノ高尚ヲ期スルノミナラス必スヤ数多ノ法律学者ヲ養成セサルヘカラス蓋シ法律学者ノ如キハ社会ノ進歩ニ随ヒテ自然其需用ヲ増サ、ルヲ得ス而シテ若シ其需用ニ応スルノ学者ニ乏シキハ豈特リ法律ノ進歩ヲ期望スヘケシヤ抑本邦法律ノ教育タル東京大学中夙ニ法学部ノ設ケアリテ頗ル高尚ノ学科ヲ授ケ毎歳数名ノ法学士ヲ養成スルカ如キ其教育ノ方法亦至ラサルニアラスト雖モ未タ之ヲ以テ完全ノ制トハ云フヘカラス何ソヤ今夫レ学士ノ供給ト社会ノ需用トヲ以テ之ヲ比較スルニ需用遙カニ供給ニ超越スルモノアリ例ヘハ法学部ノ学科ヲ卒業シテ法学士ノ学位ヲ得タルモノ明治十一年ニ六人

アリ而シテ同十二年ニ九人同十三年ニ六人同十四年ニ九人同十五年ニ八人以上合シテ三十八人本邦維新以来社会ノ進歩觀ルヘキモノアリテ法学士ノ供給ヲ問ヘハ五閱年間僅カニ三十八人ノミ以テ需用ニ応スルニ足ルト云フヘカラス凡ソ社会ノ需用ニ応スルノ学者ヲ養成スルハ世界万国何レノ地ト雖モ未タ曾テ必要ナラスンハアラス而テ本邦今日ノ如キハ其必要最モ切ナリトス蓋シ本邦ノ進歩之ヲ昔日ニ比スレハ稍觀ルヘキ者アルモ之ヲ歐米諸文明国ニ較フレハ学度ノ低劣復タ言ヲ竣タサルモノアリ故ニ代言人ノ位地未タ之ヲ高ムル能ハス司法ノ独立未タ之ヲ見ル能ハス治外法權未タ之ヲ廢棄スル能ハス此時ニ際シテ数多ノ法律学者ヲ養成シ益法律ノ進歩ヲ謀リ以テ国權ノ擴張ヲ謀ルニアラサレハ代言人ノ位地得テ高ムヘカラス司法ノ独立得テ見ルヘカラス治外法權得テ廢棄スヘカラスシテ終ニ歐米諸国ト肩ヲ比スルノ期ナカルヘシ論者曰ク治外法權ヲ廢棄シ国權ヲ擴張スル等ノ事ノ如キハ其期望ヲ主ラ現今ノ法学部本科卒業ノ学士ニ属シテ可ナリト是レ素ヨリ至当ノ論ナリ然レニ該部ニ於テ養成スル学士ハ毎歳概シテ僅カニ七八人ニ過キサルハ是亦所謂言フヘクシテ行フヘカラサル論ノミ又法学部ヲシテ其入学生ヲ増加スルノ方法ヲ設ケシメハ漸次盛大ニ赴キ以テ委靡スルニ至ラサルヘシト説ク者アリトイヘニ法学部ニ入ルモノハ予備門ノ教科ヲ卒業フルモノカ然ラサレハ之レト同力ノ者ニ限ルノ制ナルヲ以テ果シテ入学シ得ルモノハ甚タ僅少ナルヘシ且今法学部ノ実況ニ就テ熟考スルニ単ニ現在ノ学科ヲ教授スルノミニテハ縦令入学生ヲシテ増加セシムルモ真ニ其業ヲ全クスルモノハ尚ホ僅少

ニシテ未タ以テ需用ニ供スルニ足ラサルヘシ何ソヤ是其最初入
学スル学生ノ如キハ多カラサルニ非スト雖モ或ハ疾病ニ罹リテ
業ヲ全スル能ハサルモノアリ或ハ事故アリテ中道業ヲ廢スルモ
ノアリ或ハ卒業期限ノ長キニ倦ミ或ハ学科ノ難キニ堪ヘサル等
其他種々ノ原由ニヨリ毎学年ノ終リニハ学生ノ数漸次減少シテ
全ク卒業ニ達スルモノ、如キハ終ニ晨星ノ寥々ナルニ至ル例ヘ
ハ明治十二年法学部第一級ノ学生十九人アリ而テ同十三年第
二級ニ入ルモノ四人ヲ減シテ十五人ナリ同十四年第三級ニ
入ルモノハ尚ホ三人ヲ減シテ十二人同十五年ニハ第四級ニ入
ルモノ又四人ヲ減シテ八人ナリトス最初入学スル学生十有九人
ナルモ纔カニ三年ヲ経テ第四級ニ入ルモノ僅カニ八人ノミ此
ニ由テ之ヲ察スルニ全ク卒業シ得ルモノハ入学生ノ半数ニダモ
至ラス自余ノ級亦如此キノミ然レハ則チ数多ノ学者ヲ養成セン
ト欲スル亦將タ難シト云ハサルヘケンヤ是故ニ今学科ノ高尚ト
学者ノ数多ト両ナカラ之ヲ得ント欲セハ則チ法学部現在ノ学科
ヲシテ益高尚ナラシメ別ニ便宜ノ学科ヲ設ケテ之ヲ別課トナシ
連リニ学者ヲ養成シ以テ社会ノ需用ニ応スルノ外他ニ方法ナキ
ニ似タリ且夫レ学識ノ標準尺度ハ之ヲ統理スルノ一費所ナケレ
ハ之ヲシテ統一ナラシムル能ハス苟モ統一ナラサルハ世ノ法
律ヲ學習セント欲スル者其適從スル所ヲ知ラント欲スルモ亦得
ヘカラス故ニ英国ニ在テハ法律ノ教育一ニ法学院ニ帰シ仏國ノ
教育亦一ニフワキユルテトローニ帰シ独乙和蘭白耳義等ノ諸
國亦皆一ニ法学部ニ属ス此諸費ハ皆ナ法律教育ノ方法其宜シキ
ヲ得タルモノニシテ標準尺度一トシテ統一ナラサルハナク而シ

テ法官トナク代言人トナク大略之ニ準拠シテ學習スルヲ常トス
是ヲ以テ全国ノ法律ニ志スモノ必ス其費所ニ向フヤ恰モ河水ノ
海ニ注クカ如ク高尚ノ学科ヲ學ハント欲スルモノモ便宜ノ学科
ヲ修メント欲スルモノモ皆ナ此ノ費ノ門ニ入ル謂ツヘシ学士陶
造ノ一大竈窯ナリト以テ其範圍ノ広且大ナルヲ知ルヘシ願フニ
此諸費ニシテ如此ノ盛大ヲ致ス所以ノモノハ独リ一費所ニ於テ
標準尺度ヲ統理シ高尚ノ学科ト便宜ノ学科ト共ニ之ヲ教育シテ
大ニ学者ヲ養成シ以テ社会ノ需用ニ供スレハナリ然ルニ徒ニ学
科ノ高尚ノミニ注意シ便宜ノ点ヲ束閣シテ社会ノ需用ニ供スル
能ハサルハ街村落私學盛ニ起リ終ニ法学部ヲシテ彼ノ英国
法学部ノ覆轍ヲ踏マシムルニ至ランモ亦將タ知ルヘカラサルナ
リ蓋シ往昔英国諸大学ニテハ法学部ノ教則タルヤ専ラ高尚ノ学
科ノミヲ教授シ敢テ便宜ノ学科ヲ講習セシメサルヲ以テ社会ノ
需用ニ供スルニ足ルノ学者ヲ養成スル能ハサリキ於是乎学者相
奮テ一私學ヲ起シ大ニ法律學ノ皇張ヲ謀リ高尚ノ学科ト便宜ノ
学科ト両ナカラ之ヲ講究シ数多ノ学者ヲ養成シテ社会ノ需用ニ
供センコトヲ勤メタリ爾來該學益盛大ニシテ遂ニ英皇ノ特許ヲ得
テ之ヲ法学院ト稱シ代言免許試験ノ如キモ皆ナ此院ニ於テ統理
シ遂ニ今日ニ至リテ愈其盛大ヲ極ム而テ同國諸大学法学部ハ之
ニ反シテ其範圍甚タ狹隘ニシテ学生モ亦甚タ僅少ナリ是其法律
ニ志スモノハ概ネ皆ナ法学院ニ入り法学部ニ入ルモノ絶タ少キ
ヲ以テノミ其萎靡衰頹スル豈亦宜ナラスヤ然レハ英国ノ如キハ
尚ホ法学院ノ在ルアリテ大ニ学者ヲ養成スルヲ以テ社会ノ需用
ヲ闕クノ恐レナント雖モ本邦ニ在テ今日未タ標準尺度ヲ統理ス

ルノ一費所ナク私学ハ益増加シテ法学部ノ景況漸ク委靡ニ向フ
ノ色ナキニアラス抑方今東京府下ニ東京専門学校アリ専修学校
アリ明治法律学校アリ其他法律講授ノ私学甚タ多キ未タ諸外国
ニ其比類ヲ見サル所トス而テ此等ノ諸私学ハ概ネ皆ナ資本乏シ
ク規模小ニシテ到底天下ノ望ヲ充タスニ足ラスト雖モ今ニシテ
之ヲ措テ顧ミサルハ本邦ノ法学部ハ終ニ英国法学部ノ覆轍ニ
陥リ日ヲ追テ委靡衰頹ニ至ランヤ必セリ生等切リニ斯ニ感スル
所アリ是ニ於テ乎別課ヲ設クルノ策アリ或ハ曰ク方今東京府下
ニ法学ヲ講授スル私学甚タ多シ此際東京大学法学部内ニ別課ヲ
設ケテ便宜ノ学科ヲ教授スルノ制ヲ立ツルハ其影響忽チ彼ノ
諸私学ニ及フヘキヲ以テ彼必ス猥リニ偏執狐疑ノ念ヲ生シ官彼
ノ私学ト競争シテ彼ノ盛大ニ赴クヲ妨碍シ以テ彼ヲ倒圧セント
企ツルモノト言ハンモ計ルヘカラスト生等以為ク是レ唯一時ノ
嫌ノミ決シテ永遠ノ害ト云フヘカラスト若シ其疑念ヲ惹起センコ
トヲ憚テ永遠ノ利益ヲ顧ミサルハ却テ余弊ヲ千載ニ残スナリ
大学法学部ハ法律学ノ教育ヲ掌ル所ナリ苟モ法律ノ範圍ヲ广大
ニシテ夥多ノ学者ヲ養成シ以テ社会ノ需用ニ供センコトヲ勤ム
ルニ於テ何ノ憚ルコトカ之レアラシヤ殊ニ本邦教育ノ方法ヲ察
スルニ先ツ小学ヨリ中学ニ入り中学ヨリ大学ニ入ルノ制ニシテ
而テ其中小学ハ首トシテ邦語ヲ用ヒテ教授スルノ制ナレハ中学
ヲ卒フル者ト雖モ直ニ大学ニ入ルヲ得ス其方法甚タ不便ナルヲ
以テ大学ニ於テモ漸次邦語ヲ用ヒテ教授スルノ方法ナカルヘカ
ラス而シテ別課ナルモノハ即チ邦語ヲ用ヒテ教授スルモノナレ
ハ後來其本科ニ於テ邦語ヲ用ヒテ教授スル方法ノ基礎トモナル

ヘキヲヤ況ンヤ別課ノ制ハ法学部ヲ以テ初メト為スニアラス医
学部ニ於テハ夙ニ別課ノ設ケアリテ大ニ医学者ヲ養成ス今法学
部ニ於テモ亦惟此制ニ倣ヒ之レト同種ノ別課ヲ設ケントスルニ
アルノミ固ヨリ新奇ノ制ヲ望ムニアラサルナリ而テ殊ニ医学部
ト法学部トニ別課ヲ設ケル所以ノモノハ他ナシ医学ト法学トハ
社会ノ利害ニ関スルコト最モ大ニシテ其学者ノ多数ヲ要スルコ
ト最モ切ナレハナリ欧米諸文明国に於テモ医学ト法学トハ諸学
科中最モ盛大ノ学科ニシテ之ヲ学習スルモノモ亦最モ夥多ナリ
ト云ヘリ蓋シ同一ノ理由ニ基クモノナルノミ而テ本邦ノ如キ医
学部ニハ已ニ別課ノ設ケアリテ法学部ニハ未タ其制アラズ今新
ニ其制ヲ立テントスル亦何ソ不可ナリト云ハンヤ別紙ニ掲クル
別課規則書ノ如キハ其制定ノ際ニ当リテ尚ホ多少ノ變更増減ヲ
要セサルヘカラスト雖モ亦以テ其一斑ヲ規ルニ足ルヘシ意長ク
言短シ俯テ希クハ閣下之ヲ現状ニ察シテ速ニ高裁ヲ賜ヘ

誠惶誠惶頓首

明治十六年五月

井原師義

穂積陳重

栗塚省吾

木下廣次

菊池武夫

宮崎道三郎

土方寧

文部卿 福岡孝弟殿

別課規則概略

入学

一 凡テ別科生徒ハ初等中学〔抹消〕科卒業ノモノ又ハ滿十八年以上ニシテ左ノ試験科目ニ合格ノモノタルヘシ

一 漢〔学〕〔文〕〔抹消〕〔経書歴史文章〕若クハ洋学〔英仏〕〔朱書〕〔洋文〕〔独書ノ一訳読〕

一 算術

一 体格〔朱書〕

〔但初等中学科卒業ノ者ト雖洋文ハ試験ヲ受ヘシ〕

一 入学願書履歷書証書式等〔医学部別課ノ通〕

学年及学期

一 学年及学期〔法学部本科ノ通〕

一 卒業年度ハ三ヶ年トス但シ有志ノ者ニハ第四年ノ課ヲ授ク

〔抹消〕〔朱書〕
教〔則〕〔科〕

一 別〔課教則〕〔科々目〕左ノ如シ但シ邦語ヲ用ヒテ教授ス

第一年級

一 法〔律緒〕〔学通〕論

一 民法人事編

一 契約法

一 私犯法

第二年級

一 民法〔財産編〕

一 刑法治罪法

一 訴訟法

一 証拠法

一 商法

第三年級

一 民法

一 商法

一 海上法

一 訴訟演習

第四年級〔撰科〕

一 憲法

一 行政法

一 交際法

一 古代法律〔抹消〕〔朱書〕

一 法理〔論〕〔学〕

生徒受業料

一 別課生徒ハ一ヶ月間受業料金壹円トス

一 自余ノ細則ハ医学部別課ノ通りタルヘシ

一 別課第三年ノ課程ヲ履ミ尚第四年ノ撰科ヲ修メタル者ハ試験ヲ要セス直ニ代言免許ヲ得ヘキモノトス

〔重要書類彙集〕自明治十二年至明治廿四年、⑧M8〕